

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第94号



## ご存じですか？「エシカル消費」

みなさんは、「エシカル消費」という言葉を聞いたことがありますか。

エシカル(倫理的・道徳的)消費とは、より良い社会に向けた、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

私たち一人ひとりが社会的な課題に気づき、日々の買い物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることで、これがエシカル消費の第一歩です。

例えば、障がいのある方の支援につながる商品を選ぶこと(障がい者の自立支援)や地元産商品の購入(地産地消)、被災地の産品を購入する(被災地支援)、マイバック・マイボトルを活用すること(3R)もエシカル消費です。

買い物以外でも、食べ残しを減らす(食品ロスの低減)、3R(リユース(再利用)・リデュース(ごみを出さない工夫)・リサイクル)を心掛ける、省エネ・節電につながる行動を実践することもエシカル消費です。

新しい年を迎え、私たちの毎日の暮らしの中で、できることから少しずつ「エシカル消費」を取り入れてみませんか。



エシカル消費  
特設サイト  
(消費者庁)

### ∞ エシカル消費とは



持続可能な開発目標 (SDGs) の12番目は「つくる責任 つかう責任」  
2015年9月の国連総会で決められた国際的な17の目標のなかにも、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などと併せて、「持続可能な生産・消費形態の確保」が掲げられています。

## 相談事例紹介

### 閉店した百貨店発行の商品券は使えない？

#### 今月の相談

閉店した百貨店が発行した商品券(全国百貨店共通商品券)が2万円分あり、他市の百貨店で買い物で使おうとしたところ、店員に「この商品券は使用できません」と言われ使えなかった。有効期限の記載はなかったが、なぜ使えなかったのか納得できない。

相談の「全国百貨店共通商品券」は、閉店した百貨店が発行し、全国の百貨店で利用できる商品券でした。しかし、券の裏面に「発行元に倒産など一定の事由が生じた場合には、他の百貨店でご利用いただけません」と記載がありました。また、閉店後2カ月間に払い戻しが行われており、この期間を経過すると、払い戻しを受けることができなくなると、新聞や店頭、ホームページなどで案内されていたことを説明したところ、相談者は納得されました。

商品券やギフト券の多くは、「資金決済法」によって規制を受けます。何らかの理由で、発行者が券の利用終了を決めた場合、そのことについて広く周知する必要があります。また、60日以上申し出期間を設けて、期間内に申し出た方に対しては、現金で払い戻しをするように定められています。期間内に申し出をしないと、払い戻しが受けられません。

発行者の倒産や業務の縮小、変更など、商品券やギフト券が使えなくなる理由はさまざまです。有効期限が設けられていない商品券は、いつか使おうと保管することも多いようですが、早めに使うようにしましょう。

払い戻し手続き実施中の発行者一覧は、金融庁のホームページで確認できます。

☎ 幕別町消費生活センター (☎055-5800)

地区	相談受付	場所
札幌	月曜～金曜	札幌コミュニティプラザ 消費生活センター
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

午前9時～午後4時  
(札幌:第1・3・5水曜は午後7時まで)

## 見守り 新鮮情報

# お使いの製品 リコール 対象製品では ありませんか？

リコール情報を  
確認しよう!!



台所に置いていた**ヒーター**から**火**が出た。水を掛けて火を消したが、ヒーターを外に出そうとした際に、**やけど**や**擦り傷**を負った。購入した家電量販店に連絡し調べてもらったところ、そのヒーターが**リコール対象製品**であることが分かった。

(80歳代)

©Kurosaki Gen

## ひとこと 助言

確認しよう



見守るくん

- 製品などに何らかの欠陥や不具合があり、安全上問題が生じる可能性がある場合に、事業者が製品の回収、修理などのリコールを実施することがあります。
- リコール対象製品の使用を続けると、火災やけがなどの事故につながる危険性があります。
- 消費者庁の「リコール情報サイト(<https://www.recall.caa.go.jp/>)」などを利用し、お使いの製品の安全情報を確認しましょう。リコール対象製品である場合は、すぐに使用を中止し、メーカーや販売店などの事業者に連絡してください。
- メーカーが、所有者登録サービスを実施している場合があります。このサービスでは、リコールなどの安全情報を受け取ることができるので、利用するとよいでしょう。
- 事業者と連絡が取れないなど、困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。